

## 火山噴火予知連絡会運営細則

平成 6 年 10 月 31 日

(改正) 平成 15 年 5 月 13 日

### (幹事会)

1. 幹事会は、火山噴火予知連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関することについて検討を行う。また、緊急時には火山活動に関する総合判断を行うことができる。
2. 幹事会は、会長・副会長・部会長及び会長が指名する委員で構成する。
3. 幹事会は、会長が招集する。会長は、幹事会の検討に必要があるとき、幹事以外の連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の出席を求めることができる。
4. 幹事会は、会長の要請に応じ必要な助言を行う。
5. 幹事会で緊急時に総合判断を行った場合、その結果を気象庁が発表する。
6. 幹事会の検討結果及び緊急時に行った総合判断の結果は、連絡会に報告する。

### (部会)

7. 特定の火山または特定な地域を対象とし、その噴火現象及び火山活動についての検討及び総合判断を行うため、部会を置くことができる。
8. 部会は、会長が連絡会にはまって設置する。廃止についても同様とする。
9. 部会に部会長を置き、委員の中から会長が指名する。
10. 部会の委員及び臨時委員は、連絡会の委員及び臨時委員の中から会長が指名する。部会長は、部会の調査検討に必要があるとき、部会の委員以外の連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の出席を求めることができる。
11. 設置時に部会の名称及び対象とする火山や地域を定める。
12. 部会は必要に応じ部会長が招集する。
13. 部会は、当該火山の火山活動に関する総合判断を行ったときは、その結果を連絡会に報告する。
14. 当該火山の火山活動に関する部会の総合判断の結果は、必要に応じて気象庁が発表する。（ワーキンググループ）
15. 連絡会に火山に関する特定の課題について調査を行うためワーキンググループ（以下「WG」という）を置くことができる。
16. WG は、会長が連絡会にはまって設置する。廃止についても同様とする。
17. 設置時に WG の名称及び調査課題を定める。
18. WG に座長または世話役を置く、座長または世話役は連絡会の委員の中から会長が指名する。
19. WG の委員は連絡会の委員の中から会長が指名する。座長または世話役は WG の会合に委員以外の学識経験者等の出席を求めることができる。
20. WG は、必要に応じ座長または世話役が招集する。
21. WG は、当該課題について調査し、その結果を連絡会に報告する。
22. 会長及び学識経験者としての委員の任期は、原則として 2 年とする。但し、再任を妨げない。